旧学校施設の使用における行政財産使用料に関する要綱

(平成30年3月8日決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校としての用途を廃止した板橋区立学校(以下「旧学校」という。) の施設(以下「施設」という。)における行政財産使用料に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる旧学校及び施設)

第2条 この要綱の対象となる旧学校及び施設は、別表のとおりとする。

(使用料)

第3条 施設の使用料は、東京都板橋区行政財産使用料条例(昭和39年板橋区条例第30号。以下「行政財産使用料条例」という。)第2条の規定による。

(減額及び免除)

第4条 板橋区長は、施設の使用にあたり、学校としての用途を廃止する以前の板橋区立学校において、東京都板橋区立学校施設開放条例施行規則第4条の規定により団体登録を受けているものに対しては、行政財産使用料条例第5条3号の規定により使用料を減額又は免除することができる。この場合における施設の使用料は、東京都板橋区立学校施設開放条例(平成27年板橋区条例第50号。以下「学校施設開放条例」という。)第8条及び第9条並びに東京都板橋区立学校施設開放条例施行規則(平成27年板橋区教育委員会規則第30号)第10条の規定を準用する。

(委任)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、総務部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第4条後段の規定にかかわらず、学校施設開放条例施行前に旧学校となった旧高島第七小学校の校庭及び地域開放室(校舎1階)並びに旧板橋第四中学校の校庭の使用料は、 当分の間、従前の学校であった時の使用の例による。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

旧 学 校	施設
旧板橋第九小学校	校庭、体育館、地域開放室(体育館棟1階)